

## 議 事 録

会 議 名	平成27年 第4回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成27年4月27日(月)午後3時00分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 分庁舎1階電算会議室		
出席委員	会長：8番 後藤 進      会長職務代理：6番 藤井明男 委員：2番 佐藤 晃      3番 大久保泰明 4番 市川澄雄      5番 金子幸一 7番 吉田勝己      合計7名		
欠席委員	1番 木内幹雄		
農業委員会事務局	事務局長：畑村正樹      主査：原田智香      主任主事：小宮正道		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第3 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第4 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第5 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成27年第4回定例総会を開会いたします。          欠席委員は1番木内委員です。出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。          本日の議事録署名人に、5番金子委員と6番藤井委員を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。          初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号8号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号8号を朗読)          当該地は、位置図にあるとおり寒川高校南東側の農振農用地内にある水田です。当案件は譲渡人が高齢ということで耕作が難しいため、規模拡大を希望していた譲受人に所有権を移転するものです。          譲受人の耕作状況につきましては、譲受人も含めた世帯2人で農業に常時従事しており、トラクターや田植機等の大型農機具を所有し、所有・借地している農地をすべて効率的に耕作しております。自宅から当該地までの通作距離は約6kmで、車で20分ほどです。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の移転による周辺農地への影響はありません。          以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件のすべてを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>3 番：4月15日現地調査を行いました。譲受人は農機具も揃っている、ノウハウもある方です。          当案件は一部、草の田になっているが大型機械があるようなので大丈夫だと思います。また、畦が小さい所があり水の心配がありますが用水の流れによっては大丈夫だと思います。水稻に適した場所です。          耕作者のかたには頑張ってもらいたい。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。</p> <p>6 番：荒地は大丈夫ですか。</p>		

3 番：大型機械を持っているので大丈夫だと思います。

会 長：以前、見に行ったことがあるが大丈夫だと思います。  
よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号8号について、  
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号8号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。  
次に議案番号9号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号9号を朗読)  
当該地は位置図にありますとおり主要地方道相模原茅ヶ崎線の西側にある農業振興地域内の畑でいずれも農用地外です。今回、所有者が健康上の理由から耕作ができなくなり、申請者と売買契約を結び所有権を移転するものです。  
譲受人の耕作状況については、譲受人も含め両親と共に4人で耕作しており、トラクター等の大型農機具を所有し、所有・借地している農地をすべて効率的に耕作しています。自宅から当該地までの通作距離は車で6分ほどです。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の移転による周辺農地への影響はありません。  
以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件のすべてを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明ですが、本日欠席のため、事務局からの説明をもって代わりとします。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。

3 番：地目は田だけど畑ですか。

事務局：1332だけ低い所にあるが、畑として耕作する予定です。

3 番：畑で何をやるのか。

事務局：キャベツ、ほうれん草、小松菜を作付けする予定です。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号9号について、  
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号9号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。

会 長：続いて日程第2、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号10号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号10号を朗読)  
当該地は、位置図にありますとおり、県道相模原茅ヶ崎線から東側へ200m程入った市街化調整区域にあります。譲受人は道路を挟んだ西側に事務所を置く鉄筋工作業を主とする事業者で、現在の作業スペースを拡大するのに、3t、4tトラック2台、社員の車3台、社用車1台の駐車スペースを移動したいと考え適地を探していたところ、当該地所有者と売買契約ができることになり、転用許可申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準としては、市街化区域から連たんしていることから、第3種農地にあたり、問題はないと考えます。  
補足説明ですが地目は田となっていますが、現況は遊休畑となっています。

会 長：続いて、地区担当委員の補足説明ですが欠席のため、議案番号9号と同様に、事務局からの説明をもって代わりとさせていただきます。  
これより、質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

(特になし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号10号は原案のとおり許可証相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、議案番号11号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号11号を朗読)

当該地は、位置図にありますとおり県道相模原茅ヶ崎線から西側へ50mほど入った市街化調整区域にあります。譲受人は茅ヶ崎市南湖に本社、中島に事業所を置く土木業を主とする事業者で、現在借地している中島の事業所の所有者に規模の縮小を求められ、事業所以外の資材置場と2t、4tトラックや社員の駐車スペースを移転するため、適地を探していたところ、当該地所有者と賃貸借できることになり、転用許可申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準としては、市街化区域から連たんしていることから、第3種農地にあたり、問題はないと考えます。

会 長：続いて地区担当委員の現地調査の結果並びに補足説明ですが、欠席のため議案番号10号と同様に事務局からの説明をもって代わりとさせていただきます。

事務局：当初、手続きを知らずに砂利等を敷いてしまっていたが、地区担当委員の報告により、農地に戻した。転圧等を行い問題ないと思います。

3 番：現況は畑ですか。

事務局：現況は埋め立てであり、畑です。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号11号は原案のとおり許可証相当として意見証を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、議案番号12号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号12号を朗読)

当該地は位置図にありますとおり、県道相模原茅ヶ崎線から東側へ50m程入った市街化調整区域にあります。譲受人は大和市深見で車輛販売業者で当該地の隣地へ車輛整備工場を開発中です。それに伴い隣接する雑種地と合わせて車輛置場を整備するため、当該地所有者と協議したところ使用賃借できることになり、転用許可申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準としては、市街化区域から連たんしていることから、第3種農地にあたり、問題ないと考えます。

会 長：続いて地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番：3月12日、調査を行いました。また4月17日、4月27日も見ました。隣接地は工事が始まっていますし、周りはすべて駐車場で、農業をするには難しい。転用するのに問題ないと考えます。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号12号は原案のとおり許可証相当として

意見書を添え、県に進達することに決定いたします。  
次に日程第3、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号13を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号13号を朗読)

当該地につきましては、この畑の所有者より以前から貸したいということでの借り手に話をしていたものです。ここで双方了承のうえ、申し出に至りました。借り手は隣接地でほうれん草などの露地野菜を作付けしており、耕作日数は世帯2名合わせ、年間500日、コンバイン、トラクター、草刈り機等大型機械も所有し、問題はないと思われま

会長：続いて、この地区の地区担当は私ですので、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会長：借り手の方は農業経験も豊富ですし、市場へ出荷するなど実績もあり、問題ないです。隣が私の雑木林で、枝が7～8m当該地に出てしまっている。剪定し耕作に影響が無いようにします。

会長：これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長：では全員賛成ですので、議案番号13号は原案のとおり決定通知書を寒川町長へ送付することに決定いたします。

続いて議案番号14を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号14号を朗読)

当該地につきましては、この水田の所有者が耕作できず、貸したいと相談を受けていたものです。当該地の近くで水稻を作付けしている耕作者と双方了承のうえ、申し出に至りました。借り手は議案番号9号で3条許可をしている申請者と同じ方で、営農状況等問題ないかと思われま

会長：続いて地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3番：現況が田なので問題ないと思われま

会長：これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長：では全員賛成ですので、議案番号14号は原案のとおり決定通知書を寒川町長へ送付することに決定いたします。

次に日程第4、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号22号から29号の8件、日程第5、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号30号から34号の5件、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：(報告番号22～34号を朗読)

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

会長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

6番：ドッグランとは、どういうものか。

事務局：犬がリードなしで走ったりできる敷地。以前からドッグランになっていたが届出がなかったので、届出していただいた。

6番：犬の苦情はないですか。

	<p>事務局：今のところないようです。</p> <p>2 番：犬より人（飼い主）の声が大きい。平日は来客数は少ないが、土日が多い。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。外に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として審議事項はありますでしょうか。</p> <p>会 長：では以上をもって、平成27年第4回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成27年第4回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(5番) 金子 幸一

議事録署名人(6番) 藤井 明男

本議事録は、平成27年 5月26日、承認・署名を得て確定しました。